学界に待望久しい大著！

編纂・式内社研究会（名誉会長 瀧川政次郎 会長 田中卓）

＝文部省出版助成図書＝

式内社調査報告 全25巻

※二月二十日刊行!!

第11回配本 第二十巻 山陰道 3・4（出雲国・石見国・隠岐国）

第二十一巻（出雲（A）・（B）石見・隠岐の式内社を所収（各社、写真・地図付）

A5判・約一、〇〇四頁・9ポ二段組・上製函入

付 分布地図

頒価 二〇、〇〇〇円（〒四五〇円）

特価 一六、〇〇〇円（〒四五〇円）

締切 昭和五十八年四月十日

※装丁の都合上、分売はいたしませんので御諒承下さい。

〔注〕既刊分の頒価・送料が異なりますので、確認の上御注文下さい。

★お申込みは発行所へ直接にどうぞ……〔限定出版〕

二千八百余社に及ぶ全国式内社の所在・祭神・由緒・論社・現状等について、多数の学者を動員しておこなった調査報告書。特選神名牒を遙かに凌ぐ全二十五巻に及ぶ未曽有の一大集成。

全巻総目次

第一巻 京・畿内 京中・京中・山城
第二巻 京・畿内 大和A
第三巻 〃 大和B
第四巻 京・畿内 河内
第五巻 京・畿内 和泉・摂津
第六巻 東海道 伊賀・伊勢A
第七巻 東海道 伊勢B・志摩
第八巻 東海道 尾張
第九巻 東海道 参河・遠江・駿河
第十巻 〃 伊豆・甲斐
第十一巻 〃 相摸・武蔵・安房・上総・下総・常陸
第十二巻 東山道 近江
第十三巻 〃 奥漬・飛騨・信濃・上野・下野
第十四巻 〃 陸奥・出羽
★第十五巻 北陸道 若狭・越前
★第十六巻 〃 加賀・能登
★第十七巻 〃 越中・越後・佐渡
★第十八巻 山陰道 丹波・丹後
★第十九巻 〃 但馬・因幡・伯耆
★第二十巻 〃 出雲A
★第二十一巻 山陰道 出雲B・石見・隠岐
第二十二巻 山陽道 播磨・美作・備前・備中・備後・安芸周防・長門
第二十三巻 南海道 紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐
第二十四巻 西海道 筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後日向・大隅・薩摩・壱岐・対馬
第二十五巻 別巻 延喜式神名帳の校訂本・式内社の研究史と分布図・全巻索引

（太字は既刊 ★印は次回配本予定）

〒516 伊勢市神田久志本町1704 皇學館大學出版部 振替名古屋4—16326

Kōgakkan-Ronsō, v. XVI, N 1, Ise, 1983

Старостину

○上代語の母音体系について

——非八母音音素説批判——

上森鉄也

一、序

上代における母音は、いくつかの点において、中古以降の母音とは異なった特徴を持っている。

まず第一に、一般に「上代特殊仮名遣」といわれているイ列、エ列、オ列の仮名表記に関する二種類の書き分けの存在であり、このことにより、上代には八種類の母音が存在していたと考えられることである。

そして第二に、母音は語頭以外には音節として立たないという原則を持っていたことがあげられよう。

第一の特徴は、橋本進吉博士により、再発見という形で発表されて以来、上代語の研究並びに文献批判などに利用されてきたところのものである。

ところが、松本克己氏は「①古代日本語母音組織考—内的再建の試み—」において、イ列、エ列、オ列の仮名表記の書き分けは認められながらも、音素としての母音の種類は、中古以降と同じく五種類であったとされる説を提出された。

そして、それ以来今日までに六母音説、七母音説も提出され、八母音説も含めて四説が存在することとなっている。しかし、注意しなければならないのは、非八母音説はすべて音韻論的解釈としての非八母音音素説であるということである。イ列、エ列、オ列それぞれに仮名表記の書き分けが存在していること、そして、その書き分けが当時の発音の違いに

基づいたものであるという点では一致しているのである。問題は、この書き分けを母音の違いに基づくものと考えるか否か、また、母音の違いに基づくものとしても、これを二種類の母音音素と認めるべきか否かであると考えられる。すなわち、松本克己氏を始めとする非八母音音素説は、橋本博士がイ列、エ列、オ列それぞれの仮名表記の書き分けを母音の違いによるものとされ、それをそのまま八種類の母音音素が存在したと考えられたことに対する批判なのである。

しかし、これら非八母音音素説の批判は成立するであろうか。

本稿では、八母音音素説の可能性を考えるとともに、上代語母音音素説の整理として、非八母音音素説の再検討を試みてみたい。

なお、イ列、エ列、オ列における二種類の音節の呼称であるが、服部四郎博士は音韻論的な性質の違いを考慮されて、イ列、エ列に関しては従来通り「甲乙」、オ列に関しては「陰陽」の呼称を提示された。確かにその成立を考慮した場合、イ列、エ列とオ列を区別することはより厳密であるといえる。しかし上代という共時態においては既にイ列、エ列、オ列ともに二種類の音節が存在していたのであり、その意味では一貫性のある「甲乙」の呼称を用いても大きな支障はきたさないと思われる。従って本稿では従来通り「甲乙」の呼称で統一することとする。また、ローマ字で表記する場合、諸説では母音の部分に数字あるいはアルファベット等を附して区別しているが、本稿では乙類の音節の母音にウムラウトを施すことで区別した。ただし、このことは甲乙の音節の母音が異なっていることを示すものではない。例えば、oは乙甲の区別がある場合のオ列甲類音節の母音を表わし、öはオ列乙類音節の母音を表わすということである。

二、五母音音素説(一)について

五母音音素説を説かれているのは、前述の松本克己氏と森重敏氏である。ただし同じ五母音音素説ではあるが、その根拠はまったく異なっており、そこで両者は章を分けて検討することにしたい。

まず、[6]松本氏の五音音素説から考えることとする。氏が八母音音素説を否定される理由は、次の通りである。

(1) 八母音音素と考える場合、その母音三角形は次のようになる。

u　o

ï　ö

ë　a

i　e

しかし、最上段に三種、中位の段に四種の母音を区別するような母音体系は一般に存在しない。

(2) 乙類音は一律に〝中舌母音〟とされるが、いわゆる〝中舌母音〟というのは、母音の音韻的定義にとっては空疎な概念である。

(3) 乙類音を、甲類音に対して〝中舌的〟というような特徴のある音と考える場合、それは音韻論でいえば甲類を「無標音」、乙類を「有標音」と考えることになるが、一般にこの種の「有標音」は「無標音」にくらべて現れる頻度が低い。しかし、オ列乙類はオ列甲類よりも現れる頻度が圧倒的に上廻っている。また後代仮名として固定したのは乙類の文字である。

以上の三点より、松本氏は、人類言語の母音体系として八母音音素はまずあり得そうもないとされた。

そして、音節としての甲乙については次のように考えられる。

まず、イ列、エ列の甲乙の違いは、母音にあるのではなく子音にある。すなわち、カ行音の場合であれば、*ki-a に由来するケ甲は口蓋化した/kje/、*ka-i に由来するケ乙は非口蓋的な/ke/である。同様にキ甲は口蓋音の/kji/(つまり現代の普通のキ)、キ乙は*ko-i、*ku-i に由来するものであり、非口蓋的な/ki/(音声学的には kui のような音)である。このように、甲乙の違いを先行子音の口蓋化非口蓋化に求めることは、イ列、エ列の区別がkgpbmという「非前

舌子音」の後にしか現れないことを説明するのに有利である。なぜなら、一般にこれらの子音では前舌を関与させる口蓋的調音とそうでない調音とを区別しやすいからである。

そして、松本氏は、特にケ甲とケ乙の関係はヤ行のïeとア行のeの関係に等しいと考えられた。

次にオ列の甲乙については、oとöは同一音素/o/が異なる環境に現われた音声で、いわゆる「変異音」(allophone)の関係にあるとされた。

すなわち、oとöの現われ方をみると、aの交替母音として現われる場合、次のような規則を持つ。

(1) CoCo の音節構造では、必ずöが現れる。
(2) CuCo の音節構造では、必ずoが現れる。
(3) CiCo の音節構造では、öまたはoが現れる。

そして、右の規則の(1)と(2)においてoとöの現れ方、つまり「分布」は完全に相補的となり、語の意味の区別には全く関与しない。

また、従来「音韻的立例」として挙げられてきた単音節語の例に関しては、その甲乙の現れ方が概略的に、

(1) 独立的な単音節名詞ではoが現れる。
(2) 非独立的な単音節語ではöが現れる。

という規則になっていて、この場合もoとöは「補い合う分布」をなすと見做し得る。従って、それらの例は本当の「音韻的対立例」とは認め難い。

松本氏は以上のように考えられて、母音音素としては/o/のみを考えるべきであるとされたのである。

さて、松本氏は、/ä/ /i/ /ï/ /u/ /e/ /ë/ /o/ /ö/ という八種類の母音音素が存在したとは考えられない理由として三点を挙げられた。そして、その第一の理由は、六母音音素説、七母音音素説においても挙げ

られているもので、非八母音音素説にとって有力な根拠となっている。

確かに、母音三角形を考えた場合、八母音音素である可能性は少ないと言わねばならない。上代語の母音体系が「推定」である以上、存在した蓋然性の大きい母音体系を構築することは極めて穏当である。しかしながら、この点については、城生佰太郎氏の次のような批判があり、八母音音素から五母音音素への変化の可能性についても指摘されている。[3]

しかし注意すべきは「蓋然性の極めて小さい」という表現は決して「ゼロ」を意味しているのではないということである。このことを例えば現代モンゴル語ハルハ方言に(h)のごとき三類三段の四角体系が現存している事実からも十分窺い知ることができる。(中略)そこでこの問題を例えば音韻の機能効率の面から見れば別の解釈も成り立つ。馬淵和夫(一九七二)は、単音節語から多音節語への体系上の変遷と、母音音素とは相互に密接な関係があるのではないかとし、さらに小松英雄(一九七三)は多音節化への動因を/a/>/aze/(畔)、/a/>/asi/(足)、/e/>/eda/(枝)、/se/>/senaka/(背)など一連の体系的変化と無関係ではないことを指摘している。これを要するに音韻は言語使用者の主体的な取捨選択によっても変化することによって八から五への体系的変化もあり得なくはないということであり、極めて興味深い見方であると思われる。

八母音音素体系は、存在する可能性の低い不安定な母音体系である。しかし、城生氏の言われるように、あり得ない体系であるとは断言はできないと思う。特にi、e、ëの母音が、それぞれ二重母音に由来する新しい母音であるとする考え方が有力である以上、そのような母音の増減が一時的にせよ八母音音素体系をなすこととなり、後に安定した五母音音素体系に変化したという可能性はあり得ると考えられる。(五母音音素が、より普遍的な母音体系であることは、クラザースが二〇九の言語を対象に母音体系を検討した結果、五五存在し全体の二十六パーセントにのぼっていて最も多いことによっても知られるであろう。[4])

母音三角形についての松本氏の批判は、確かに八母音音素説の欠点を明らかにしたものである。しかし存在した可能性

がゼロとは言えない以上、八母音音素ではあり得ないとする根拠としては不十分であると思われる。

また、第二に挙げられた中舌母音が空疎な概念であるという点については、八母音音素説が乙類の母音を中舌母音とするのは、甲類と比較した場合中舌性を含むという意味で中舌母音と呼ぶのであり、相対的なものである点、この批判は妥当性を欠いていると考えられる。松本氏は o と ö の音声的違いを円唇性の強弱に求められ、o を円唇性＋、ö を円唇性－と考えておられるが、円唇性が強ければ物理的に舌は後よりになり、弱ければ舌は前よりになるはずである。乙類の音価はいまだに決定されていないが、甲類に比して中舌の要素が強いと考えることはさしつかえないと思われる。

そして、第三点については服部博士の次のような意見が参考となろう。[5]

> 松本克己氏から、「イ段」では「甲」が無標、「乙」が有標だが、前者を／ki／、後者を／kii／等とすると、関係が逆になりはしないか、という意見が出た。松本氏の言われる「無標」「有標」とは音節全体の頻度のことで、頻度の非常に高い「甲」を無標とするわけだが、音節の音韻的構造はそれと並行的関係にあるとは限らないと思う。「エ段」では果たして「甲」の方が頻度が高い（無標）であろうか。

大野晋博士の調査によれば、エ段の甲類は六六六で四四・六パーセント、乙類は八五三で五五・四パーセントと接近しているが頻度は乙類の方が高くなっている。[6] つまり、エ段ではイ段の逆になっているわけである。

イ段の甲乙とエ段の甲乙とは等しい関係にあると思われるが、そのイ段とエ段の甲乙の頻度が逆転していることは、甲乙の頻度と有標、無標とを結びつけることの危険性を示していると思われる。服部博士が言われる如く必ずしも頻度と音韻的構造を関係づける必要はないであろう。従って、第三点は八母音音素体系ではあり得ないとする根拠にはならない。なお、後代乙類の文字が仮名として固定したことについてであるが、訓点資料をみてみると甲類の文字も平安初期（八〇〇頃～九〇〇）には仮名として用いられている。[7] 例えば「古」「子」「土」「刀」「毛」「夜」（・は訓仮名）などは甲類の文字であり、「土」は平安後期（一〇〇一～一一〇〇）においても使用されている。また、「毛」はそのまま仮名として

固定してしまった。このように甲類文字も仮名として固定しており、一種類に統一されるまでは乙類仮名と伴に用いられたのである。そして、その間「コ」の仮名以外は既に甲乙の使い分けはなされておらず、甲乙の区別はなくなっていたと考えられる。以上の事を考えるならば、オ段の仮名としして固定したのが「モ」以外は乙類文字であることと、上代におけるオ段の甲乙との間に音韻的な因果関係は存在しないと思われる。

以上、松本氏が挙げられた非八母音音素と考えるべき根拠を検討してきたが、妥当性が認められるのは第一点のみであると思われる。そして、その根拠も八母音音素ではあり得ないとするには、なお不十分であると考えられることは既に述べた。従って、問題は松本氏がイ段エ段の甲乙の対立を子音によるものと考えられたこと、及びオ段の甲乙を変異音と考えられたことの当否であると思われる。

そこで、まずイ段エ段について考えてみたい。

イ段エ段の甲乙の区別を子音の口蓋化非口蓋化に求めるという点は、後述するところの服部博士の六母音音素説と一致している。異なるのは、服部博士が音声としては キ甲 [ki] キ乙 [kʲi] ケ甲 [kᵊe] ケ乙 [kʲᵊe] を考えられるのに対して、松本氏はケ甲とケ乙をヤ行の／je／とア行の／e／の関係に等しいとされ、エ段の甲乙の消失は、ヤ行の／je／とア行の／e／の合一と平行的な現象と見られている点である。

イ段に関し -ji と -ji のような音を考えることは、橋本博士が「日本に於ては阿行と也行との『い』の區別もしてをらぬのに ki, kji を區別したとはかなり疑はしい」と言われているように困難である。[8] 松本氏は、そのため、イ段に関してはキ甲を服部博士と同じく現代の普通のキと考えられたのであろう。しかし、そうすると、kgpbm という非前舌子音をもつ音節にしか現れないことを根拠として、

> イ段甲類：イ段乙類＝エ段甲類：エ段乙類＝子音の口蓋化：子音の非口蓋化

とされたことと、若干のずれが生じてはこないであろうか。つまり、キの場合甲類が現代と同じ音声であり、ケの場合は

乙類が現代と同じ音声であるということになるのである。すなわち、イ段エ段の子音は、イ段甲類が前舌母音iによって口蓋化された音であるのに対し、エ段甲類は前舌母音eによって口蓋化された子音（現代音）が、さらに口蓋化された子音であることになり、次のような関係になる

非口蓋化子音　　イ乙
口蓋化子音　　イ甲　エ乙
さらに口蓋化された子音　　エ甲

確かに相対的には口蓋化と非口蓋化との対立ということになるのであるが、イ段エ段ともに共通の子音にしか甲乙の区別が現われないことを根拠として推定される以上、イ段＝エ段の形を考えるべきではないであろうか。ケ甲の音声をヤ行の頭音を含む音、ケ乙の音声を現代のケと同じ音と考えるべき確証はないのである。そして、ケ甲がヤ行の頭音を含む音であったのなら、それはかなりはっきりした二重母音的な音声であったと思われる。ならば、エ段の甲乙の区別がkgpbmにのみ見られるということが、逆に不自然になってくるのではなかろうか。/e/と/je/の区別が行われていたにもかかわらず、イ段と同様に/se/と/sje/、/te/と/tje/の区別がなくなっていたということは考えにくいと思われる。

イ段エ段の甲類乙類が音韻的対立をなす以上、その区別は子音による場合と母音による場合の二つの可能性があるが、子音の口蓋化非口蓋化による対立と考えるならば、口蓋化子音をもつ甲類の音声はイ段エ段ともに現代音に相当する音を考えるのが妥当であろう。

ただし、イ段エ段の甲乙の区別を子音に求めることが必ずしも妥当であるとは考えられない。母音によるものであるという可能性も否定することはできないのである。この問題に関しては、六母音音素説の段において検討してみたい。

さて、次にオ段の甲乙に関する松本氏の考察について考えてみたい。

松本氏は、オ段甲類類乙類の分布を見た場合、それが「相補的分布」をなしていることにより、oとöは「変異音」の関係であって、母音音素としては一種類しか存在しなかったとされたのであった。

これに対し、完全に「相補的分布」をなすわけではないとして、大野博士[9]並びに服部博士[10]は、次のような音韻的対立例を挙げられた。

(1)　ko（こ　（児、籠））
　　kö（こ　（此、是、来[コ]〔命令形〕））
(2)　yo（よ　（夜））
　　yö（よ　（代、世））
(3)　kosi（こし　（越〔国名〕））
　　kösi（こし　（腰））
(4)　kopu（こふ　（恋ふ））
　　köpu（こふ　（乞ふ））
(5)　kosu（こす　（越す））
　　kösu（こす　（来す））

(3)、(4)、(5)は大野博士が挙げられた音韻的対立例のうち、服部博士も賛同されたものである。

これらの例は、いずれも自立語であり、少なくとも上代においては音韻的対立をなした例であるといって間違いはないと考えられる。特に、(2)の例は松本氏も[11]「〃最少対立例〃とすることは一応可能であろう」とされているものである。

そして、さらに服部博士は[12]

完全に補い合う分布をなすと仮りにしても、なお「環境同化の作業原則」によって両者が同一音素に属するかどうか

を吟味しなければならない。これを肯定する方向で考えると、［o］が「有標」（marked）で［ö］が「無標」（unmarked）であり、［o］が環境に同化した形としなければならないであろうが、本体の［ö］が何故不経済な中舌母音という形で［o］から分離して現れなければならないか、説明し難い。また［u］が［ö］を同化して［o］にしたというのならば領けるが、［a］が［ö］を同化すると［o］になると直ちに言えるかどうか。逆に［o］が本体だとすれば［ö］はそれが如何なる環境に同化した形と言い得るのであるか。

と、述べられ、また、松本氏が単音節語におけるオ段甲乙の現れ方に関して[15]

独立的単音節名詞が、現在の多くの諸方言に見られるように、上代においても若干長めに発音されていて、おそらくこの現象がこのような表記上の違いとなって反映したものと思われる。

と推定されたことについても、[16]

シナ語音の研究から見ても、o°（o）とo°（ö）との区別は「同じ母音の長短の区別」とは考えられないけれども、日本語表記の上から見ても、他では表記し分けられない母音の長短の区別が、オ段に限り表記し分けられたとは考えられない。〔（　）内筆者注〕

と述べられている。

「環境同化の作業原則」は、たとえ「相補的分布」をなす二つの単音があっても、同一音が環境に同化してそれらの単音になっていることが音声学的に説明できない場合は同一音素と考えるべきでないという、服部博士が提唱された原則であり、「分布」との関係において、音素認定の際の根本的な問題と関ってくるものである。

ただし、この場合は、先に述べた如く少数ではあるが確かな「音韻的対立例」が挙げられているのであり、完全に「相補的分布」をなすとは言えない上に、oとöがそれぞれの音的環境に同化した音であることが説明できないことは松本氏にとって不利であると言わざるを得ない。

そして、もう一つ問題となるのは、松本氏自身指摘されているが、この「相補的分布」というものが、普通問題となる形態素の頭とその他の位置、あるいは特定の音の前後とその他の位置などの分布と異なり、かなり複雑であることである。特に一音節語における松本氏の考察は納得し難い。松本氏はoとöの書き分けは音韻構造を異にする漢字を借りて日本語を表記することによって生じたものとされ、その違いは円唇性の強弱と考えられた。この考え方に従うならば、一音節語の場合も円唇性の強弱と考えるべきであり、同じ母音の長短と考えることは矛盾となろう。そしてまた、独立的単音節語の場合円唇性の強いo、非独立的な単音節語の場合円唇性の弱いöとなるということは考えにくい。

oとöが概略的に「相補的分布」をなすという松本氏の指摘は重要であると思われる。しかし、右に述べた如く、そのことが同一音素であることを示すと考えることには問題がある。やはりoとöは異なる母音音素とするのが妥当であろう。

なお、それならば何故このような分布をなすに至ったのかという問題は今後の課題である。ただ、これを母音調和の名残と考えることは可能であると思われる。

三、五母音音素説(二)について

森重敏氏の五母音音素説[18]は、乙類の母音を合成音と考えることによって成り立っている。すなわち、iは（ui、ëは（ai、öは（oiという臨時的、一時的な合成音声であって、a u oに〝イ〟という特殊な母音相当の音声が加重することにより出来たものであり、母音の種類としてはa i u e oの五母音のみが存在したとされたのである。

これに対して、西宮一民先生は、通時的に合成音であっても、〈音声変化〉を経て他の母音音素と区別されるものとなっているならば、音素と考えるべきであるとされ、合成音であることを根拠として音素とは認めないとする考え方を否定された。その主旨は次の如くである。[19]

(1) 乙類 ë は〔ai の合成音だといわれているが、必ずや〔aï〕＞〔ëː〕の∧音声変化＞が先行していたはずである。そして一字一音の仮名表記は「音節」の表記であるから、「気」は一モーラ／kë／である。この日本語の∧音韻論的単位＞としての／kë／が認められるならば母音 ë も∧音素＞として認むべきである。この／ë／を通時的に見れば、／aï／＞〔ëː〕＞／ë／であったろうと考えられる。

(2) 甲類 e は ïa の合成音であるといわれており、これもë と同様／ïa／＞∧eː〕＞／e／の過程をもつものと考えられる。つまり、連母音の「融合」という観点からは ë と同じことなのであるから、／ë／のような変母音にのみ目を奪われて、「上代特殊仮名遣」を論ずるのは片手落ちということになる。

(3) 乙類 ï は〔uï もしくは〔öï の合だといわれているがこれも甲類 e と同様に考えられる。

(4) 乙類 ö は初めから／ö／であって、「融合」音ではない。このことは基本的には、乙類の／ö／は／a／／u／／o／と結合せず甲類の／o／は／a／／u／／o／と結合するという「音節結合」の法則によって言える。そして、[17]

以上、通考するところによると、古代日本語の母音音素は、元来

／a／・／i／・／u／・／o／・／ö／

の五つが基本であつて

／e／・／ë／・／ï／

の三つは後次的に合成して母音音素を成立させたものであるといへる。（中略）かくして、従来、aiueo＋ïëö の図式で「上代特殊仮名遣」を考える傾向があつたのを改めるべきものと主張する。

とされた。

西宮先生の言われるように、ï、e、ë が合成音に由来するものであってもその当初の音をそのまま奈良時代まで保持

していたとは考えられない。また、森重敏氏の言われるように、**イ加重の臨時的な変成母音音声とも考えられない。このことは、二つの母音が隣接した場合どちらか一方の母音が落ちてしまうという母音脱落現象の例を見ることにより確かめられると思う。**

例えば、a＋i の場合は次のような例がある。[18]

我妹　wagaimo ＞ wagimo

我家　wagaife ＞ wagife

wagaife ＞ wagafe

妹家　imogaife ＞ imogafe

成立に由来するものにせよ、臨時的なものにせよ、ë が（ai という二重母音であることによって書き分けられていたのならば、それぞれ接合部分が gai＝gë となり、wagëmo wagëfe imogëfe と表記されたはずである。ところが ai＝ë とはならず、一方が脱落してしまっている。このことは、ë が（ai ではなかったことを示していると思われる。そして、これらの例は脱落形並びに非脱落形が並用されているのであり、恐らくは上代において現われたものと考えられる。従って、ë はその由来を（ai に求められるとしても上代においては既に（ai とは異なった音に変化していたと考えられるのである。

また、u＋i、o＋i の場合の例としては次の如きものがある。

・u＋i

相市乃花　atuitinofana ＞ afutinofana

水咫衢石　miwotukuisi ＞ miwotukusi

立　出　tatuizu ＞ tatuzu

。o＋i

恐　石　kasikoisi ＞ kasikosi

五百入　ifoiri ＞ ifori

これらの例は、a＋iの例とは異なり非脱落形は確認されておらず、母音脱落を前提とした表記であると思われる。しかし、このような表記がなされたのも、u＋i＝ï、o＋i＝ö ではなかったからであり、（ui＝ï、（oi＝ö ではなかったとする証例と認められると思う。

以上のように考えるならば、甲類乙類の書き分けを臨時的なイ加重によるものとすることはできないと思われる。

四、六母音音素説について

服部博士の六母音音素説[15]は、イ段エ段の甲乙の書き分けは子音の口蓋化非口蓋化によるもので母音は同一であったと考えることにより成り立っているもので、この考え方は『日本語の系統』[16]において提出されていたものである。

服部博士がイ段エ段の甲類乙類の差を子音に求められたのは、乙類の母音を中舌の単純母音とは考えられないということが根底となっている。その根拠は次の三つである。

(1) 甲類乙類の母音をそれぞれ単純母音と考えると、母音三角形が存在した蓋然性の極めて小さいものとなる。

(2) もしイ段エ段の甲類乙類が前舌母音と中舌母音の対立であったとすると、両者が合流するような通時的変化は容易に起こり得ない。

(3) シナ語音の方面にも単純母音を立てるべき根拠は見出されない。

そして、その結果推定された甲類乙類の音価自体は有坂秀世博士とそれほどの違いはないのであるが、そのことは服部博士自身述べられており、「私[17]の推定する音声に〃中舌の要素〃がないと思うならばそれは誤解であって言わば k の非口

蓋化性に〃中舌の要素が含まれている」とされている。有坂博士と服部博士の相違は、その音韻論である。

有坂博士は、カ行の甲類乙類の音韻表記を次のようになされている。[18]

キ甲　〔ki〕

キ乙　〔kji〕

ケ甲　〔ke〕

ケ乙　〔kəe〕

これに対して服部博士は

キ甲　／kji／　［kji］

キ乙　／ki／　［kⁱi］

ケ甲　／kje／［kᵉe］

ケ乙　／ke／　［kᵉe］

と考えておられ、キ乙の i 及びケ乙の ə を中舌母音式のわたり音とされた。

つまり、この i 及び ə を中舌の副母音と見るか、非口蓋化音の k と i との結合による わたり音と見るかが相違点となるのであるが、服部博士が後者を選ばれたのは次の理由による。

(1) 音節体系を見た場合、甲乙の区別があるのは k g p b m の後だけである。故に、ここだけに母音音素がそれぞれ二種類あったとするのはおかしい。一般音声学的に言って、前舌母音 i 或いは e の前に子音が立って音節を形成するとき、t a n s z などにおけるより、k g p b m などにおいて、音韻的区別（対立）として利用され易いのは子音の口蓋化と非口蓋化の特徴である。

(2) 子音の口蓋化非口蓋化と考えた場合、母音素を二つ立てることに対して、／i／ を一つだけ余計に立てれば済む。

ただし、この /i/ はヤ行の頭音と同じではなく、先行子音音素と結合してのみ現われるものと考えられている。

さて、ここで問題となるのは、乙類の母音が単純中舌母音であるか、中舌母音を含む二重母音の如き音価をもつものであるかという点である。本稿では、先に ë が（ai のような二重母音であったとは考えられないことを述べた。しかし、それは（ai ではなかったことを証明するだけで、例えば（gë）の如き音であった可能性は存在する。そして、服部博士は単純母音ではありえないと考えることにより、八母音説を否定されたのであった。

しかし、はたして単純母音であった可能性は存在しないのであろうか。

服部博士が単純母音ではないとされた理由は三つあった。そして第一点に関しては既に松本氏の五母音音素説の段で述べた。そこで第二第三点について検討してみたい。

第二点については、これも可能性の大小の問題であると思われる。確かに［k'i］→［ki］の変化は、中舌母音と前舌母音の合流よりも容易に起こりえるであろう。しかし、［i］→［i］の変化が有り得ないわけではない。平山輝男博士は[29]『琉球先島方言の総合的研究』において、八重山方言の中には［i］→［i］の変化を起こしている方言があることを報告しておられる。むろん、八重山方言における音声変化と乙類の音声変化を同一に考えることは出来ないかもしれないが、単純中舌母音と単純前舌母音の合流は起こり得るものであることを示していると思われる。

第三点についても同様で、シナ語音の方面には単純母音を立てるべき根拠は見出されないけれども、また単純母音では有り得ないとすべき根拠も見出されないのではなかろうか。

従って、例えば kë の起源を *kai と考えた場合、それが kë へと変化していく過程において単純中舌母音が現れなかったということは未だ証明されておらず、イ段エ段の乙類の母音が、単純母音か否かは未解決の問題であると考えられるのである。

以上の如く考えるならば、イ段エ段の甲類乙類の相違を子音に求めるか母音に求めるかは、単純母音か否かに関わらず

同一の母音であるか、あるいは異なる母音であるかが証明された時に決定できるものと考えられる。この場合、子音の口蓋化非口蓋化にのみ注目するのは危険であろう。なぜなら厳密に言えば、［i］と［i］の違いであってもその子音は［i］に先行する場合非口蓋的になり、［i］に先行する場合は口蓋化になるはずであるからである。

そして、同一母音であるという考え方を否定されたのは、七母音音素説を提出された森博達氏である。

そこで、この問題に関しては次の段で検討してみたい。

五、七母音音素説について

森博達氏[30]がイ段エ段の甲類乙類の対立を母音の対立と考えられたのは、中国漢音との対応によるものである。しかし、中国漢音から上代語音を推定することには、これまで一つの限界があった。有坂博士は次の三つの理由を挙げて、万葉仮名についての基礎となる字音は直接には当時の倭音であり決して本来のシナ音や朝鮮音ではないとされている。[31]

(1) カ行の頭子音を表わすのに k⁻系統、h⁻系統の字を両用している。

(2) カ行、サ行、タ行、ハ行のそれぞれの頭子音を表わすのに全清音（無声無気音）次清音（無声有気音）の字を両用している

(3) ア列の母音を表わすのに奥舌母音［-a］をもつ字、前舌母音［-a］をもつ字を両用している。

すなわち、日本語の一つの音に対して複数の中国漢音が対応しているのであり、漢字音からだけでは音価推定は困難なのである。従って、服部博士も単純音母ではないことを前提とし、特定の子音の後にしか区別がなされていないことからイ段エ段の甲類乙類の音価を推定されたのである。

ところが、森博達氏は『日本書紀』巻十四～巻十九・廿四～廿七の歌謡の仮名は直接中国原音によって表記されていると考えられた。

森氏の調査によれば、これらの巻では、

(1) カ行の音に対して、喉音h-系統字は用いられず、牙音k-系統字のみが用いられている。

(2) カ行以外の音節に用いられた十三種、延べ一五六字の次清音字のうち、一列（巻十四の「鬢」字）しか現れていない。

(3) 純粋に音に拠った表記とは認められない九例以外では、ア列の仮名に前舌母音をもつ字を用いているのは、ヤとマだけである。そして、ヤに〔麻三〕韻 [-iä] を用いたのは主母音aの前に -i̯- という介音（わたり音）をもっているからと考えられる。またマに〔戈一〕[-uɑ]〔麻三〕[-a] の両韻が用いられたのは、マがワについで唇の円めが強いからであり、奥舌母音 [-ɑ] は子音m-の後では [-ɔ] に近い音色となるので、〔戈一〕（=〔歌〕）韻はマには最適ではなくなる。故に、前舌母音である〔麻三〕韻も用いられたのであろう。すなわち、マを除いては前舌母音 [-a] を用いていない。

という結果が得られ、倭音説には当てはまらなくなるのである。

そして、これらの巻でイ段エ段の甲類乙類に用いられている字の音をみてみると、（イ段はキギのみ）

イ段甲類……支開A・脂開A [-i]　支開B [-ï]

イ段乙類……之開C [-iə̈ɪ] ～ [-ɪ:]

エ段甲類……齊開四 [-ei]　祭開A [-iɛi]

エ段乙類……咍開一 [-ʌi]　灰合一 [-uʌi]

となり、次の理由から、イ段エ段の甲乙の区別は子音の口蓋化非口蓋化によるものではなく母音に求めるべきであるとされた。

(1) イ段では、キ甲に拗介音が口蓋的である〔支〕・〔脂〕両韻のA類 [-i] の字が用いられている（ただしギ甲は

〔支〕韻のB類 字「蟻」）のに対して、乙類には拗介音が非口蓋的であるそれらのB類 [-ï:] の字を用いず、主母音が異なるC類の〔之〕韻 [-iə̈ɪ] ～ [-ɪ:] の字を用いている。

(2) エ段では、甲類には口蓋的介音をもつ〔祭〕韻A類の [-iɛi] を用いているのに対し、乙類には非口蓋的介音をもつ点でのみ異なる〔祭〕韻B類 [-ɪɛi] を用いず奥舌主母音をもつ字を用いている。

ただし、母音体系については

(1) 八母音音素説では、存在した可能性の極めて小さい母音体系という批判をまぬがれない。

(3) エ段乙類には実質上 [-ʌi] の音が用いられており、巻十四～十九・廿四～廿七 以外の巻に用いられた仮名もすべて-iで終わる複母音である。そして、このようなエ段乙類の特徴は、『古事記』『万葉集』などの奈良時代の字音仮名資料にほぼ共通している。

ということから、エ段乙類の母音は二重母音とされ、これを /əi/（ö を /ə/ と考えられているので üi という二重母音ということになる）、そして母音音素としては /a/ /i/ /ï/ /u/ /e/ /ə/ /o/ の七種と考えられた。

森博達氏の説は、巻十四～十九・廿四～廿七の仮名は、日本語音と中国語音を精密に観察した上で用いられたということが前提となっている。しかしながら、カ行において全清音と次清音の区別がなされていなかったり、キギ以外の乙類に混乱が見えることなどは、森氏が説明を附されているものの、どこまで精密な観察があったかに不安がある。また、平山久雄氏[8]より、森氏の挙げる事実が「原音説」による解釈のみを許すものでなく、「倭音説」の立場からも充分に解釈でき、かつ「原音説」による解釈それ自身にもなお弱点があるという批判もなされている。従って、この問題はさらに研究される余地があろう。ただ巻十四～十九・廿四～廿七では漢音という単一の字音体系に依拠しようとする志向が強いことは事実であり、これらの巻が他の巻とは異なっていることは『日本書紀』の成立論とも一致するという点で、音韻資料としてより重要となる可能性は高いと思われる。

そして、その意味では乙類に重紐韻B類の字が用いられず主母音の異なる字が用いられているという事実は重要であろう。やはり、甲類乙類の差というのは母音の違いによると考えるのが妥当と思われる。

ただし、エ段乙類の母音を /əi/ という二重母音と考えられることには納得できない。先に、母音脱落例をもって乙類母音が二重母音ではなかった証としたが、ö＋i の場合も次のような母音脱落例が存在する。

と言ふ　töifu ＞ tifu

常磐　tökoïfa ＞ tökifa

言痛　kötoïtas ＞ kötitasi

言出　kötoïda ＞ kötide

ëが /əi/ すなわち (öi であるならば、それぞれ ö＋i＞ë となるはずである。ところが、縮約ではなくöあるいは i が落ちるという脱落現象を起こしている。このことは、ë が (öi ではなかったことを示していると考えるべきであろう。なお、i は (öi に由来すると考えられているが、これらの例から奈良時代では既に (öi という二重母音ではなかったことが知られるであろう。

また、森氏はëを二重母音と考える理由として、-i で終わる複音母が用いられていることを挙げられているが、原音に拠っているとされる巻十四～十九・廿四～廿九においては、甲類の e もまた -i で終わる複母音が用いられているのである。エ段甲類だけ -i を切り離し、エ段乙類だけ -i を認めるということは矛盾しているのではないであろうか。

以上の如く考えるならば、七母音音素説もまた認めることができないといえよう。

六、上代語の母音体系について

八母音音素説には、不自然な母音三角形をなすという欠点がある。非八母音音素説が提出されたのは、この欠点を解決

しようとした結果であるといえる。しかし、非八母音音素説にしても、それぞれ認め難い点があることは既に述べた通りである。

では、上代語の母音体系はどのように考えるべきであろうか。

甲類乙類の書き分けが当時の日本語の発音に基づいたものであることは間違いないであろう。そして、その音声の違いが音韻機能をもったものであることは音韻的対立例の存在によって明らかである。ただし、オ段の甲類乙類に関しては少数の対立例しか認められない。しかし少数でも存在する以上音韻として対立していたことを認めるべきであろう。問題はこの音節としての対立が子音によるものか母音によるものであるかである。オ段に関しては、音節体系を見た場合ほとんどの子音の後で区別があるので母音によると考えてよい。ところがイ段エ段に関しては k g f b m の後にしか区別がなされていない。服部博士はこの点と後には合流したことを考慮されて、子音の口蓋化非口蓋化の違いと考えられた。しかし、子音の違いとするには、少なくともイ段エ段の甲類乙類が共通の中心母音をもっていたことが証明されなくてはならない。しかるに、その確実な証明は未だなされておらず、森氏からは母音の違いによるものであるという説が提出されている。特定の子音の後にしか区別が残っていないとはいうものの、やはり母音を異にしたものと考えることが妥当であろう。そして、奈良時代においてはこれらの母音が /ai/ /öi/ のような二種の母音からなる二重母音ではなかったことは数例の母音脱落現象によって証明したつもりである。

以上のように考えることが認められるならば、母音三角形に問題はあるものの、上代語の母音体系は八母音音素体系であったと考えざるを得ないと思われるのである。ただし、それでは乙類母音の音価はどのようであったかという問題は、今後の課題である。特にイ段エ段乙類の母音は、甲類の母音に対して中舌性をもつものであろうことは言えるものの単純中舌母音であったか否かという問題については確実な答は未だ出されていないと思う。

この問題に関しては、ï 及び ë が二重母音に由来しているということを考慮しなければならないであろう。ïëの

三母音はそれぞれ（üi（öi、（ia、（ai に由来するといわれているが、これは、上代において母音が連続する場合いずれかの母音が脱落するか、あるいは縮約を起こすという法則のうち、縮約現象に基づくものである。すなわち、ai öi、ia、ai という母音連続の箇所にｉｅëが現われていることによる。ところが一方、まったく同じ母音連続でありながら、縮約ではなく脱落を起こしている例もある。本稿ではこの脱落例をもってこれらの母音が二重母音ではない証としたのであった。（üi（öi（ai の脱落例は既に挙げてあるので（ia の脱葉例を挙げておく。

婚合　kunagiafi ∨ knnagari

召上　mesiagë ∨ mesagë

に在る　niarn ∨ narn

春之在者　farusiareba ∨ frusareba

このように、ある場合では縮約を起こし、ある場合では脱落を起こすという現象が並行しているのであるが、両者の違いは如何なる理由によるものであろうか。山口佳紀氏は、この縮約転成の例について次のように述べておられる。[3]

これらは、母音脱落に比して、確実な例によほど乏しいが、それは、母音転成が母音脱落より一段古い段階において、行なわれた音韻現象であるゆえではないかと思う。わずかではあっても、右に挙げた例を、母音転成以外の現象として説明することは、相当困難なことになろう。

山口氏のこの推定は、奈良時代において脱落非脱落形の仮名書き例が存在しているのに対して、縮約現象の方はｉëの縮約形のみが存在しており非縮約形の確実な仮名書き例が存在していないということからも妥当なものであると思われるのである。

以上の如く考えると、ｉｅëは次のような変化を遂げたこととなる。

上代以前（成立時）	上代	中古
ï／öi, üi／	/i/	/i/
e／ia／	/e/	/e/
ë／ai／	/ë/	/e/

ｉｅëの音価は、その成立時から合流するまで次第に変化していったはずである。従って音韻表記は同一でも、その音価は奈良時代においてさえ揺れがあったであろうし、合流直前には服部博士のいわれる如き音価をもったと考える方が自然であろうが、どの時期にどのような音価をもっていたかを決定するのは困難である。ただ、『日本書紀』成立時における音価推定は可能であると思われる。森氏の「原音依拠説」はその可能性を高めるものであろうと思う。

さて、上代語の甲類乙類の崩壊の原因については、未だに明確な答えは出されていない。

西宮先生は、崩壊の原因として次の四つを挙げられているが、(3)、(4) については納得し難い。

(1) /ï/、/ë/は∧音節∨とはならず、造語力に作用しなかったと思われ、/o/も極めて微量な語彙量に止まってしまっている。

(2) 日本語の特徴としての∧音節∨として一拍の等時性をもつことが∧音韻論的単位∨となったため、合成音である/e/、/ë/、/ï/は短呼して固定し、イ甲乙、エ甲乙が一つになることを促した。

(3) 漢字と訓が固定化すると見ることによって意味が把握できるので、発音上の厳密な区別は不必要に感じられてくる。

(4) 仮名の発明による∧音節∨重視の五十音図の音韻観によって表記の上では区別しなくなった。

(3)は、漢字と訓の固定によって視覚的に区別できるということであるが、それならば同様に他の母音も区別がなくなることになる。区別がなくなったのは、イ段エ段オ段の甲類乙類が他の母音とは異なる音韻的音声的特徴をもっていたからであると考えるべきである。

(4)も同様で、仮名として定着した祭、もし甲類乙類にはっきりとした音声的違いがあったなら、仮名としても区別されたはずである。区別されなかったのは、既に音声的区別がなかったか、少なくとも音韻的対立がなくなっていたことを意味する。音声よりも先に表記が乱れることは考えにくい。甲乙の区別が早くから失われつつあったことは、大伴家持が口の区別が出来ていなかったことや、その他の仮名違いの表記例によっても考えられる。（ただし、仮名違いの原因を表記者が区別を失っていたからとのみ考えるのは、慎重を期すべきである。）

仮に五十音図の音韻観により書き分けがされなくなったとしても、清濁の対立は後世まで残り甲乙の対立は失われたのである。その違いは、やはり甲乙の音韻的音声的特徴に求められるべきであろう。ただ、(1)(2)はその特徴として考え得るものであると思う。そしてこの他次のようなことが、崩壊の原因の一つ、あるいは崩壊を許した要因の一つとして考えられよう。

(1) 八母音が、母音体系としては不安定であった。（大野晋博士[27]）

(2) オ段甲類乙類は音韻的対立における機能負担量が少なかった。（釘貫亨氏[28]）

(3) 単音節語から多音節語への変化が体系的に起こった。（馬淵和夫博士、小松英雄博士[29]）

なお、八母音音素説を支指する立場として次のような発言が行なわれたことを付け加えておきたい。

(1) キヒミ、ケヘメ甲、乙を子音の口蓋化、非口蓋化によって説明することについて見れば、口蓋化、非口蓋化が、母音の相違によって制約されていることは否定できない。松本、服部説にもかかわらず、キヒミ、ケヘメの甲、乙が母音のちがいによって区別されているという説がくつがえされたわけでない。（村山七郎氏[31]）

(2) 奈良時代の真仮名に、もし音韻論的対立のない音母が、これほど詳しく書き分けられているとしたら、それは日本語の音韻資料としてまことにぜいたくであるが、気になるのはそれが母音の書き分けだけに限る点である。中国語の子音が日本語の子音に比してはるかに豊富であった事実を考えれば、子音にもそれと併行した余剰的な書き分けが認

められるという確実な報告がなされるとか、子音については余剰的な書き分けがなされないのが当然であるという理由づけが与えられるまでは、五母音説、六母音説を体系的考察の結果としては評価できないように思う。（小松英雄博士[32]）

七、非八母音音素説の影響

最後に、非八母音音素説の出現によって、甲乙の区別による従来の方法や、語義解釈の方法が問い直されることになるか否かを考えてみたい。

まず、奈良時代の文献の真偽判定についてであるが、甲乙の書き分けが音声の違いによるものであろうことは、非八母音音素説においても共通の見解であり、その判定方法の有効性については何ら問題がない。

次に、語義解釈については、まずイ段エ段から述べることにする。

イ段エ段については、森重氏以外の諸説はいずれも音節としては音韻レベルにおいても対立するものであることを述べられている。違いは、その対立を子音に求めるか、母音に求めるかである。従って、仮名の違いによって語義を識別するという方法には問題はない。そして、森重氏の説が音韻論としては成立し難いことは、西宮先生の批判があり、本稿でも補足した。なお、付け加えるならば、森重氏はイ加重という合成音とその文法論的解釈にばかり注目されており、音韻論的解釈を行なう場合まず重視されるべき音韻的対立例の有無ということをあまり考慮されていない点に問題があると思われる。

例えば、服部博士の挙げられた

ki（木）　　ki（酒・幸）

oki（沖）　　oki（置き）

fï（火）	fï（日）
kami（甚）	kami（上）

などの対立例では、少なくともキヒミの甲類乙類は同じ環境において異なる音声として現れており、しかもその音声の違いによって意味を識別している。特に単音節語の場合、環境の影響を受けて異なる音声となる可能性は極めて小さい。得って、同音異義語などではなく異音異義語と考えるべきである。

さて、オ段の甲類乙類についてであるが、これを同一音素と考えられたのは、松本氏と森重氏である。松本氏が同一音素と考えられたのは、オ段の甲類乙類が相補的分布をなすという点に注目されたからであった。従って松本氏は音韻的対立例を認めようとはされない。しかし、それが妥当ではないことは既に検討した通りである。また仮に松本氏の説が正しかったとすると、そもそも甲類乙類の書き分けによって意味を識別しなければならない場合は存在しなくなる。そして、単音節語においては

(1)　独立的な単音節名詞では o が現れる。

(2)　非独立的な単音節名詞では ö が現れる。

という規則を立てておられ、これに従えば、コ甲、コ乙、ヨ甲、ヨ乙という仮名が用いられていた場合、コ甲、ヨ甲は独立的な単音節名詞である「子」「夜」、コ乙、ヨ乙は非独立的な単音節語である「木」「よ」（助詞）と判断できるわけである。このように完全に相補的分布をなすのであれば、単音節語の場合でもその規則によって意味を決定することが可能となる。

結局のところ、森重氏以外の非八母音音素説は、甲乙の書き分けということを前提とする上代文学作品の研究方法を根底からくつがえすものではないということがいえよう。

従って、「上代特殊仮名遣」などというものがなかったのだから「神」も「上」も同源であるなどという論法は成立しない。ただしこの問題に関しては服部博士の次の如き記述がある。[9]

> kami¹《上、首長》と kami²《神》とは、奈良時代には確かに音形も意味も互いに異なる別の単語ではあったが、同原語（語原的に同じ語根を含む単語）ではないと断定することはできない。kami² は基本形 kamu《神》の延長形であるから、内的再構等によって奈良時代以前の日本語に i~u という母音交替があったことが証明されれば、kami¹ と kami² も同原語だということになろう。そしてその可能性なきにしもあらずである。pi¹to⁰《1》~puta《2》やmi¹《3》~mu《6》には i~u という交替が見られる。

服部博士のいわれるように、両者の間に全く関係がなかったとはいいきれない。そして同源であるか否かを考察する場合には、できるかぎり古形をもって比較する必要があろう。

以上、本稿では上代語の母音体系を考察してきた結果、従来通り八母音音素説を改める必要はなく、また研究方法もそのことに基づくべきであるという結論に達した。ただし、上代語以前の日本語を考察する場合には、特に松本氏の説が重要な意味を持ってこよう。オ段甲類乙類の音節結合の法則を、有坂博士の如く関係付けるか、亀井孝氏の如く母音調和とはその性格をむしろ異にしたöに関する連音法則と考えるかという問題については今後に譲りたい。

①　『金沢大学法文学部論集』文学篇22、昭和五〇年三月

②　前掲論文並びに「日本語の母音組織」『言語』五巻六号、昭和五一年六月、「万葉仮名オ列甲乙について」『言語』五巻一一号、昭和五一年一一月

③　「現代日本語の音韻」『岩波講座日本語5音韻』岩波書店、昭和五二年八月、一二四頁。なお城生氏はハルハ方言(h)として次のような母音図を示しておられる。

ü — u — o
— — —
— ö —
— — —
i — ä — a

④「日本語は特異な言語か」柴谷方良氏、『言語』十巻一二号、昭和五六年一二月

⑤「上代日本語の母音音素は六つであって八つではない」『言語』五巻一二号、昭和五一年一二月、七八頁

⑥「音韻の変遷(1)」『岩波講座日本語5音韻』前掲書、一八八頁

⑦『講座国語史2音韻・文字史』大修館書店、四一〇頁～四二三頁

⑧『橋本進吉博士著作集』第六巻岩波書店、昭和四三年三月、二三一頁

⑨「上代語本語の母音体系について」『言語』五巻八号、昭和五一年八月

⑩「上代日本語の母音素は六つであって八つではない」前掲論文

⑪「万葉仮名のオ列甲乙について」前掲論文、七四頁

⑫「上代日本語の母音音素は六つであって八つではない」前掲論文、七二頁

⑬「万葉仮名のオ列甲乙について」前掲論文、七五頁

⑭「上代日本語の母音音素は六つであって八つではない」前掲論文、七九頁

⑮「上代特殊仮名遣とは何か」『万葉』八九号、昭和五〇年九月

⑯「『上代特殊仮名遣』論」『皇学館論叢』十一巻五号　昭和五三年一〇月

⑰「『上代特殊仮名遣』論」前掲論文、九頁

⑱母音脱落例については、岸田武夫博士「上古に於ける母音音節の脱落」『国語と国文学』昭和十七年八月、山口佳紀氏「古代日本語における母音脱落の現象について」『国語学』85、昭和四六年六月等を参照

⑲前掲論文並びに「上代日本語の母音体系と母音調和」『言語』五巻六号、昭和五一年六月、「上代語のいわゆる〝八母音説〟について」『日本学士院紀要』三四巻一号、昭和五一年六月

⑳岩波書店、昭和三四年一月、六二頁及び二八三頁

㉑『上代音韻攷』三省堂、昭和三〇年七月

㉒明治書院、昭和四二年三月

㉓「漢字音より観た上代日本語の母音組織」『国語学』一二六、昭和五六年九月

㉔『上代音韻攷』前掲書、一九一頁～一九二頁

㉕「森博達氏の日本書紀α群原音依拠説について」『国語学』一二八、昭和五七年三月。なお、これに対する反論として、森博達氏「平山久雄氏に答え再び日本書紀α群原音依拠説を論証す」『国語学』一三一、昭和五七年一二月がある。

㉖「古代日本語における母音脱落の現象について」前掲論文、一三頁

㉗『日本語の世界』1、中央公論社、昭和五五年一〇月

㉘「上代オ列甲乙母音対立崩壊の一要因」『国語学』一二七、昭和五六年一二月。なお、同様の考えは、服部博士や西宮先生なども述べておられるが、釘貫氏の論の価値は、それを数字的に明らかにされた点にあると思う。

㉙『上代のことば』至文堂、昭和四三年一二月

㉚『国語史学基礎論』笠間書院、昭和四八年一月

㉛『日本語の成立』追記『講座国語史1』大修館書店、昭和五二年五月、一〇四頁

㉜『日本語の世界』7、中央公論社、昭和五六年一月、一六〇頁

㉝「上代日本語の母音体系と母音調和」前掲論文、注(9)一二頁

〔附記〕　本稿を成すにあたり、西宮一民先生から懇切なる御指導を賜わりました。記して謝意を表します。